

令和 8 年度 消費生活相談員 募集案内

- 1 職務内容 消費生活に関する相談業務（助言、あつせん、情報提供等）及び、消費者教育に関する業務等
- 2 勤務地 高知市消費生活センター（高知市本町五丁目 1 - 45 高知市役所 1 階）
- 3 募集人数 1 名
- 4 身分 会計年度任用職員（パートタイム）
- 5 勤務条件等
 - (1)雇用期間 雇用日（令和 8 年 9 月 1 日以降）から令和 9 年 3 月 31 日まで。契約更新の場合があります。
 - (2)勤務時間 月曜日から金曜日のうち週 4 日、午前 9 時から午後 5 時までの週 28 時間勤務。ただし、月 1 回程度土曜日の勤務があります。
また、業務の都合により時間外勤務を命ぜられる場合があります。
 - (3)休日 土曜日、日祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
 - (4)休暇制度 年次有給休暇他各種休暇有り
 - (5)報酬
 - ・対人サービス業務に 4 年以上従事した経験のある者
月給 158,534 円から
 - ・消費生活相談員資格があり、カスタマーサービス、アドバイザーその他相談対応業務に 2 年以上従事した経験のある者
月給 171,685 円から高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。
 - (6)手当 期末手当（6・12 月）・通勤手当・時間外勤務手当あり
 - (7)保険等 健康保険・厚生年金・雇用保険・公務災害補償（条例）あり
 - (8)服務規定 地方公務員法第 22 条の 2 に規定する会計年度任用職員となり「服務に関する規定」など地方公務員法が適用されます。
- 6 応募資格
 - (1)消費者問題の解決に意欲を持ち、対人サービス業務に 4 年以上従事した経験のある者または、消費生活相談員資格があり、カスタマーサービス、アドバイザーその他相談対応業務に 2 年以上従事した経験のある者

(2) パソコンでワードやエクセルの基本的操作ができる者

(3) 上記の応募資格を有する者であっても、次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- ① 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

7 選考試験

(1) 日 時 随時（詳細は別途お知らせします。）

(2) 選考方法

- ・ 作文（消費生活に関する映像視聴後、内容要約文の作文等で評価）
（1時間程度）
- ・ 個別面接（30分程度）

8 結果発表 選考後1週間程度で、本人に合否を通知します。

9 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書

・ 指定様式はありませんので、市販のものに上半身脱帽の写真を貼ってください。

② 欠格条項申告書

- ・ 高知市ホームページ（人事課）よりダウンロードできます。
- ・ 用紙が必要な方はお申し出ください。

③ 次のいずれかの資格を有する方は保有を証明する書類の写し

- ・ 消費生活相談員（国家資格）
- ・ 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定）
- ・ 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定）
- ・ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定）

* 提出書類は返却しません。

(2) 提出方法 ぐらし・交通安全課 消費生活センターに持参、又は郵送してください。持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間をお願いします。

(3) 応募締切 雇用決定するまで

10 問合せ先 高知市市民協働部 ぐらし・交通安全課 消費生活センター
〒780-8571 高知市本町五丁目1-45 高知市役所1階
電話 088-823-9433 担当 細井